

新型コロナウイルス感染症の拡大により、売上が概ね 5%以上減少している市内の中小企業者（中小企業・小規模事業者）の皆様へ

## 三木市中小企業事業継続支援給付金のご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大により、事業活動に影響を受けている市内の中小企業者に対して、中小企業事業継続支援給付金を支給することにより、事業活動の継続を支援します。

### 支給対象者

申請日において次の（１）～（４）のすべてに該当する方を対象としています。

- （１）中小企業基本法第２条第１項に規定する中小企業者であること。※１
- （２）市内に主たる事業所を有する個人又は市内に主たる事業所を有する法人であること。※２
- （３）令和２年９月３０日までに次のいずれかに該当する方であること。
  - ア 中小企業信用保険法に規定するセーフティネット保証４号、５号、危機関連保証のいずれかの認定を受け、新型コロナウイルス感染症対策として兵庫県中小企業融資制度を利用し、金融機関から融資を受けていること。
  - イ 新型コロナウイルス感染症対策により日本政策金融公庫から融資を受けていること。
  - ウ 新型コロナウイルス感染症対策により商工組合中央金庫から融資を受けていること。
- （４）市税の滞納がないこと。

※１ 次の業種の会社・個人事業主が対象になります。

業種分類	中小企業者（下記のいずれかを満たすこと）	
	資本金の額	常時使用する従業員の数
製造業・建設業・運輸業その他	３億円以下	３００人以下
卸売業	１億円以下	１００人以下
サービス業	５千万円以下	１００人以下
小売業	５千万円以下	５０人以下

次の法人や組合は対象とはなりません。

社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、組合（農業協同組合、生活協同組合、企業組合、協業組合、事業協同組合、商工組合等）、有限責任事業組合 等

※２ 「市内に主たる事業所・店舗を有している個人事業主及び会社」が該当します。  
事業主の住民登録が市内にある場合でも、主たる事業所・店舗が市外にある場合は対象となりません。

### 給付金の額

融資額の５％（上限３０万円）※１,０００円未満の端数は切り捨て

### 給付の回数

一つの支給対象者につき１回を限度とします。

**申請手続き****受付期間：5月7日（木）～10月30日（金）（消印有効）**

以下の書類をご準備いただき、原則郵便で提出してください。

- (1) 申請書
- (2) 添付書類
  - ① 貴事業所が新型コロナウイルス感染症対策として、金融機関から融資を受けたこと及び融資金額を証する書類
    - ア 民間金融機関の場合
      - ・金銭消費貸借契約書の写し
      - ・融資計算書等の写し
      - ・信用保証協会が発行する信用保証決定のお知らせ（お客様用）の写し又は信用保証書の写し
      - ・セーフティネット保証認定書の写し※お持ちでない場合はご相談ください
    - イ 日本政策金融公庫の場合
      - ・借用証書の写し
      - ・お支払額明細書の写し
    - ウ 商工組合中央金庫の場合
      - ・契約書の写し
      - ・念書の写し（別紙含む）
      - ・証書貸付実行計算書兼返済予定表の写し
  - ② 給付金の受取口座が確認できるもの
    - ア 普通口座の場合：  
預金通帳の名義人（フリガナ含む）・口座番号がわかる部分の写し
    - イ 当座口座の場合：  
上記アの預金通帳の写し又は当座勘定照合表の写し
  - ③ 法人については、履歴事項全部証明書の写し
  - ④ 市内に住所を有しない個人又は市内に本社・本店登記を有しない会社の場合は、別紙に提示する書類の提出が必要です。

**提出先・窓口**

※申請をする方は必ず支給要領をご一読いただき、不明な点がありましたら、市商工振興課までお問い合わせください。

原則として、郵便でご提出いただきますようお願いいたします。

**【提出先及び問合せ先】**※郵送で提出される方はこちら

※簡易書留やレターパックなど郵便物の追跡ができる方法でのご提出を推奨します。

三木市産業振興部商工振興課 中小企業給付金担当

〒673-0492 三木市上の丸町 10-30

TEL：0794-82-2000（内 2231・2234） FAX：0794-82-9728

受付：月曜日～金曜日（8時30分～17時、祝日除く）

**【中小企業給付金申請窓口】**※やむを得ず直接持参される方はこちら

サンライフ三木 2階 会議室

〒673-0433 三木市福井 1933-12

受付：月曜日～金曜日（10時～15時、祝日除く）

**【中小企業給付金相談窓口】**※要予約

三木市中小企業サポートセンター

〒673-0433 三木市福井 1933-12 サンライフ三木 2階

TEL：0794-70-8008 FAX：0794-70-8009

受付：火曜日～土曜日（9時～正午・13時～16時30分、祝日除く）